

学校感染症届 (インフルエンザ)

奈良市立富雄中学校長 様

以下の通り、医師の診断を受けましたので届け出致します。

記

年 組 氏名

1. 病名

インフルエンザ (型)

2. 発症日

令和 年 月 日

3. 解熱日

令和 年 月 日

4. 出席停止期間

令和 年 月 日から 月 日まで

5. 受診した医療機関名

以上のように診断を受け療養しておりましたが、感染のおそれなくなりましたので登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名

印

インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザによる学校の出席停止期間は、学校保健安全法施行規則十九条で

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」と定められています。（平成24年4月1日改正）

抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザではいったん熱が下がっても、再び発熱する場合があります。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことができます。



インフルエンザと診断された場合、「発症日がいつ」なのかが、出席停止期間を決めるにあたり重要になりますので、かかりつけの医師に確認をお願いします。

また、発症後5日を経過していても、熱のない日が2日経過しないと登校できません。